

◎新潟県告示第457号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、阿賀野市の笹岡土地改良区の定款の変更を平成29年3月29日認可した。

平成29年4月7日

新潟県新発田地域振興局長